

議案第 1 1 号

青堀駅東口史跡情報案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
青堀駅東口史跡情報案内所の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 2 月 2 5 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、南関東最大規模を誇る内裏塚古墳を中心とする周辺地域の史跡等に関する情報発信の拠点として青堀駅東口史跡情報案内所を設置するため、条例を制定するものである。

青堀駅東口史跡情報案内所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、南関東最大規模を誇る内裏塚古墳を中心とする周辺地域の史跡等に関する情報発信の拠点とするため、青堀駅東口史跡情報案内所(以下「案内所」という。)を設置する。

(位置)

第2条 案内所の位置は、富津市大堀2201番地とする。

(使用料)

第3条 案内所の利用について、使用料は徴収しない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、案内所の設置及び管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。